

埼玉県建設工事における技術者専任に係る取扱い要領 (請負代金額3,500万円以上 建築一式工事7,000万円以上)

平成26年2月20日から適用 (平成26年2月12日付け建管第1000号による通知)

① 主任技術者として2つの工事を兼務

【埼玉県が発注した2つの工事の場合】
工事現場の相互の間隔が10.0km以内

【県発注工事 + 他機関発注工事の場合】
工事現場の相互の間隔が10.0km以内
『かつ』
一体性 (同一敷地内など)、連続性 (同一路線、同一河川など)
相互に調整を要する工事 (発生土の流用、工事用道路の共有など)
例1) 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に調整を要するもの
例2) 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に調整を要するもの
⇒2つの具体的な例示が追加

【2つの県発注工事の場合】

既存の工事現場から半径10.0kmの範囲内にある埼玉県発注の2つの工事は兼務可能

同一の県土整備事務所管内、隣接する市町村に限定されない

A県土整備事務所 B県土整備事務所

②現場代理人 (兼) 主任技術者※として2つの工事を兼務

※①を満たし、かつ、専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務している場合のみ、兼務可能

工事現場の相互の間隔が10.0km以内
『かつ』
埼玉県が発注した2つの工事

※赤字：改正箇所

令和3年8月1日から適用 (令和3年7月13日付け入第383号による通知)

① 主任技術者として2つの工事を兼務

【埼玉県が発注した2つの工事の場合】
工事現場の相互の間隔が10.0km以内

【県発注工事 + 他機関発注工事の場合】
工事現場の相互の間隔が10.0km以内
『かつ』
一体性 (同一敷地内など)、連続性 (同一路線、同一河川など)
相互に調整を要する工事 (発生土の流用、工事用道路の共有など)
例1) 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に調整を要するもの
例2) 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に調整を要するもの
⇒2つの具体的な例示が追加

【2つの県発注工事の場合】

既存の工事現場から半径10.0kmの範囲内にある埼玉県発注の2つの工事は兼務可能

同一の県土整備事務所管内、隣接する市町村に限定されない

A県土整備事務所 B県土整備事務所

②現場代理人 (兼) 主任技術者※として2つの工事を兼務

※①を満たし、かつ、専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務している場合のみ、兼務可能

工事現場の相互の間隔が10.0km以内
『かつ』
国又は地方公共団体が発注する2つの工事